

第15期 定時株主総会招集ご通知に際しての 法令及び定款に基づくインターネット開示事項

第15期

(2018年7月1日から2019年6月30日まで)

業務の適正を確保するための体制
業務の適正を確保するための体制の
運 用 状 況 の 概 要
連結計算書類の連結注記表
計算書類の個別注記表

上記事項は、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、当社ウェブサイト
(<http://www.nagaokajapan.co.jp/>)に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

株式会社ナガオカ

1. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）についての決定内容の概要は以下のとおりです。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社グループの企業倫理確立のため「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、これを企業活動及び取締役・使用人がとるべきコンプライアンス実践の基準・規範とする。
 - ・組織関係規程及び関連法規に則った業務関係規程を制定し、これに従い業務を実行する。
 - ・内部監査室を設置し、「内部通報規程」を制定し、コンプライアンス体制及びコンプライアンスに関する課題・問題の有無の把握、改善を行う。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・法令並びに「取締役会規程」、「情報管理規程」、「文書管理細則」等の社内規程に基づき文書を記録、保存するとともに、必要に応じ閲覧可能な状態を維持する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・社内規程において明確化された業務分掌、職務及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、取締役・使用人それぞれが自己の職務及び権限に応じ、責任を持ってリスク管理を行うとの認識の下で業務を行うことを基本とする。
 - ・「リスクマネジメント規程」を制定し、リスク管理に関して未然防止の観点からリスク事象の認識と適切な対応策の整備、運用を行う。
 - ・万一、当社グループの業務継続が困難となる危機発生時に備え、「危機対応細則」を制定し関係者に対する影響を最小化し、一刻も早い業務の再開に努める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当社グループ各社が社内規程において明確化された業務分掌、職務及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、分業体制による業務の専門化、高度化及び牽制を図る。
 - ・中期経営計画及び年度予算を編成し、月次単位でその適切な進捗管理等を実施することを通じて職務執行の効率化も図る。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・当社及び子会社のそれぞれが自律的に業務の適正を確保するための体制を整備することを基本とする。その上で「関係会社管理規程」を制定し適切な子会社管理及び支援等を行うことにより、当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正の確保を図る。
 - ・経営会議を開催し、各子会社の経営状況を把握することにより、当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正の確保を図る。
 - ・各子会社に当社から内部監査室に所属する使用人を派遣し内部監査を行う。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
 - ・内部監査室に所属する使用人が監査等委員会の補助にあたる。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
 - ・当該取締役及び使用人の人事評価・異動・懲戒については、あらかじめ監査等委員会（監査等委員会が特定の監査等委員を指名した場合には当該監査等委員）の同意を得た上で決定することとし、他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。
- ⑧ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する、指示の実効性の確保に関する事項
 - ・監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人が他部署の職務を兼務する場合は、監査等委員会に係る業務を優先する。
- ⑨ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
 - ・監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために、取締役会のほか重要な会議に出席し意見を述べるとともに重要な決裁書類を閲覧し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）等からの業務報告聴取を行う。

- ⑩ 当社グループの役職員又はこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査等委員会に報告をするための体制
- ・当社グループの役職員は、当社監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められた場合には、速やかに適切な方法により報告を行う。
 - ・当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社又は当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査等委員会に対して適切な方法により報告を行う。
 - ・当社の内部監査室は、定期的に当社監査等委員に対する報告会を実施し、当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の状況を報告する。
 - ・当社グループの内部通報制度の担当部署は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に当社監査等委員会に対して報告する。
- ⑪ 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・当社は、監査等委員会へ報告を行った取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けることを禁止すると共に、「内部通報規程」に準じて当該報告者を保護する。
 - ・当社グループの役職員が当社監査等委員会に対し直接通報を希望する場合は、速やかに監査等委員会に通知することができる。
- ⑫ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該監査等委員の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
 - ・当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を負担するため、毎年、一定の予算を計上する。
- ⑬ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査等委員は、内部監査室と定期的に情報交換を行い、必要に応じて内部監査部門に調査を求める。監査等委員は会計監査人から監査計画及び実施結果の説明を受けるとともに、会計監査人と情報交換を行い、相互の連携を図る。また顧問弁護士とも必要に応じて情報交換を行い法令遵守に関する連携を図る。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

- ① 取締役会は、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事実を決定し、月次の経營業績の分析・対策・評価を検討するとともに法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。
- ② 監査等委員会は、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査いたしました。
- ③ 財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施いたしました。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性を確保いたしました。
- ④ 情報セキュリティ対策として、個人情報を含めた会社の機密情報の漏えい防止を目的とした社員教育を実施したほか、データ管理方法の更なる厳格化を図りました。
- ⑤ リスク管理規程に基づき、大規模自然災害発生時における連絡体制及び初動体制を整備し、模擬訓練を実施いたしました。
- ⑥ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員及び管理職を対象に、反社会的勢力排除についての研修会を実施いたしました。

〔連結注記表〕

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 那賀設備（大連）有限公司

当社の連結子会社である那賀日造設備（大連）有限公司は、2018年9月に那賀設備（大連）有限公司に社名変更しています。また、前連結会計年度まで連結子会社であった那賀水处理技術（瀋陽）有限公司、那賀（瀋陽）水務設備製造有限公司、及び、那賀欧科（北京）貿易有限公司は、当連結会計年度において清算終了したため、連結の範囲から除外しています。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である那賀設備（大連）有限公司の決算日は12月31日です。

連結計算書類の作成にあたり、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しています。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. デリバティブ 時価法

ロ. たな卸資産

商品及び製品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品 主として月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定率法（ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を、連結子会社は定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 10年～20年

機械装置及び運搬具 2年～12年

工具器具及び備品 2年～20年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいています。

ハ. リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

ニ. 長期前払費用

均等償却を採用しています。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。
- ロ. 賞与引当金
従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しています。
- ハ. 工事損失引当金
受注工事の損失に備えるため、当連結会計年度末における手持受注工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上しています。
- ニ. 違約金負担損失引当金
当社の連結子会社である那賀設備（大連）有限公司において、将来発生する可能性がある違約金の支払に備えるため、合理的な見積りが可能な範囲で、当連結会計年度末における損失見込額を違約金負担損失引当金として計上しています。

(追加情報)

違約金対象となる建設工事が2018年9月に竣工し、2019年1月に不動産登記が完了しました。当初の予定よりも早期に竣工したことから、改めて損失額を見直しました。

これに伴い、当連結会計年度において、違約金負担損失引当金を22,013千円取り崩し、同額を違約金負担損失引当金戻入額に計上しています。

④ 重要なヘッジ会計の方法

- イ. ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっています。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっています。
- ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段…為替予約
ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引
- ハ. ヘッジ方針
当社のリスク管理方針に基づき、主に為替変動リスクをヘッジしています。
- ニ. ヘッジの有効性評価の方法
ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しています。

⑤ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- イ. 退職給付に係る負債の計上基準
当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。
- ロ. 完成工事高及び完成工事原価の計上基準
当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については原価比例法による工事進行基準を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用しています。
- ハ. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しています。
- ニ. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を、当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しています。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 879,026千円

(2) 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理をしています。なお、期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

受取手形 3,331千円

支払手形 23,058千円

4. 連結損益計算書に関する注記

たな卸資産の帳簿価額の切下げ

期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、たな卸資産評価損36,340千円が売上原価に含まれています。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 3,539,200株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入又はリースによる方針です。デリバティブは、外貨建債権債務の為替変動リスク及び借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクについては、当社グループの与信管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。また、受取手形及び売掛金のうち外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、必要に応じて為替予約を利用してヘッジしています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、全て3カ月以内の支払期日です。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、必要に応じて為替予約を利用してヘッジしています。

短期借入金は主に運転資金に係る資金調達であり、長期借入金及びリース債務は主に設備投資に係る資金調達です。

これらの債務及び借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では、月次で資金繰計画を作成する方法により管理しています。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っていません。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価値がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,149,783	1,149,783	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,232,777	1,232,777	—
資産計	2,382,560	2,382,560	—
(1) 支払手形及び買掛金	222,731	222,731	—
(2) 短期借入金	1,076,176	1,076,176	—
(3) 未払金	72,724	72,724	—
(4) 未払費用	142,735	142,735	—
(5) リース債務(※1)	13,112	13,080	△31
負債計	1,527,480	1,527,448	△31
デリバティブ取引(※2)	△36,448	△36,448	—

(※1) 1年以内に返済予定のものを含んでいます。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合は(△)で表示する方法によっています。

(注) 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(5) リース債務

リース債務の時価は、返済予定時期ごとの返済予定額(元利合計)を、期末において同様のリース契約を新規に締結した場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については取引先金融機関から提示された価格によっています。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	706円27銭
1株当たり当期純利益	104円63銭

8. 重要な後発事象に関する注記

譲渡制限付株式報酬制度の導入

当社は、2019年8月9日開催の当社取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2019年9月26日開催予定の当社第15期定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）に付議することといたしました。

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度として導入するものです。

(2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の割当てのために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、2017年9月28日開催の当社第13期定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は年額280,000千円以内（うち社外取締役分15,000千円以内。ただし使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）として、ご承認をいただいておりますが、本株主総会では、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額100,000千円以内として設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

(1) 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記（3）に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

(2) 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数60,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

(3) 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

① 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、30年間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記①の譲渡制限期間が満了した時点において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

③ 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、当該対象取締役が、当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した直後の時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、譲渡制限期間が満了する時点まで継続して当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあった場合には、当該時点において当該対象取締役が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除しない。また、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

④ 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

9. 企業結合に関する注記

共通支配下の取引等

(子会社持分の追加取得)

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称 那賀日造設備（大連）有限公司（当社の連結子会社）

事業の内容 石油精製・石油化学プラント用の内部装置の製造

(2) 企業結合日

2018年9月5日

(3) 企業結合の法的形式

非支配株主からの出資持分取得

(4) 結合後企業の名称

那賀設備（大連）有限公司

(5) その他の取引の概要に関する事項

当社エネルギー関連事業における国内外の一体化と経営判断スピードの迅速化により、グローバルな事業基盤の強化と連結業績の向上を図ることを目的として完全子会社化したものです。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引のうち、非支配株主との取引として処理しています。

3. 子会社持分の追加取得に関する事項

被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	300,000千円
-------	--------	-----------

取得原価		300,000千円
------	--	-----------

4. 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動に関する事項

(1) 資本剰余金の主な変動要因

当社の追加取得の取得原価と、当社追加取得に伴う非支配株主持分の減少額との差額によるものです。

(2) 非支配株主との取引によって増加した資本剰余金の金額

156,623千円

〔個別注記表〕

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|-----------|---|
| ① 関係会社出資金 | 移動平均法による原価法 |
| ② デリバティブ | 時価法 |
| ③ たな卸資産 | |
| 商品及び製品 | 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |
| 仕掛品 | 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |
| 原材料及び貯蔵品 | 主として月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	10年～18年
機械装置	2年～12年
工具器具及び備品	2年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいています。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

④ 長期前払費用

均等償却を採用しています。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

② 工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、当事業年度末における手持受注工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上しています。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

- (5) 収益及び費用の計上基準
完成工事高及び完成工事原価の計上基準
当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については、原価比例法による工事進行基準を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用しています。
- (6) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっています。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっています。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段……為替予約
ヘッジ対象……外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引
- ③ ヘッジ方針
当社のリスク管理方針に基づき、主に為替変動リスクをヘッジしています。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しています。
- (7) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を、当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しています。

3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 431,454千円
- (2) 保証債務
関係会社の金融機関等からの借入債務等に対して、次のとおり債務保証を行っています。
那賀設備(大連)有限公司 1,185,334千円
上記は外貨建保証債務であり、当事業年度末の為替相場により円換算しています。
- (3) 関係会社に対する金銭債権及び債務は次のとおりです(区分表示したものを除く)。
- ① 短期金銭債権 90,278千円
- ② 短期金銭債務 9,717千円
- (4) 期末日満期手形
期末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理をしています。なお、期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。
受取手形 3,331千円
支払手形 23,058千円

4. 損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社との取引高
- 売上高 182,409千円
- 仕入高 568,047千円
- 販売費及び一般管理費 9,906千円
- 営業取引以外の取引高 26,047千円
- (2) たな卸資産の帳簿価額の切下げ
期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、たな卸資産評価損24,737千円が売上原価に含まれています。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	89,555株
------	---------

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	2,259千円
未払費用	21,699千円
貸倒引当金	574千円
退職給付引当金	20,782千円
たな卸資産評価損	18,488千円
関係会社出資金評価損	81,342千円
資産除去債務	557千円
減損損失	5,139千円
税務上の繰越欠損金	450,328千円
その他	20,110千円
繰延税金資産小計	621,283千円
評価性引当額	△563,186千円
繰延税金資産合計	58,097千円
繰延税金負債	
資産除去債務	△456千円
その他	△6,430千円
繰延税金負債合計	△6,887千円
繰延税金資産の純額	51,209千円

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しています。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(注)2	科目	期末残高(注)2
親会社	株式会社ハマダ	被所有直接 60.48%	製造の外注委託	製造の外注料の支払(注)1	313,427	買掛金	9,637

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

製造の外注料については、過去の取引実績等を勘案し、当社と資本関係を有しない他の取引先と同様に取引条件を決定し、職務権限規程に基づく決裁者による承認により決定しています。

2. 取引金額には消費税等を含めておらず、期末残高には消費税等を含めています。

(2) 子会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(注)2	科目	期末残高(注)2
子会社	那賀設備(大連)有限公司	所有直接 100.0%	製造の外注委託	製造の外注料の支払※1	230,020	前渡金	96,797
			役務の提供	役務の提供※1	114,535	売掛金	57,928
			資金の貸付	貸付金の回収※2	400,000	—	—
				受取利息※2	6,645	—	—
			債務の保証	債務保証※3	1,185,334	—	—
				保証料の受入※3	3,782	関係会社 未収入金	1,789
			配当金の受取	配当金の受取※4	15,620	—	—
役員の兼任	—	—	—	—			

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

※1. 製造の外注料、役務の提供については、市場状況及び原価見積り等を勘案し、当社と資本関係を有しない他の取引先と同様に取引条件を決定し、職務権限規程に基づく決裁者による承認により決定しています。

※2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しています。なお、担保は受け入れていません。

※3. 債務保証については、関係会社の金融機関からの借入金、リース会社からのリース債務及び製品の品質に対して保証したものであり、年率0.1%から0.7%までの保証料を受領しています。なお、取引金額は期末時点の債務保証残高を記載しています。

※4. 子会社からの受取配当額については、財務状態を勘案して配当額を決定しています。

2. 取引金額には消費税等を含めておらず、期末残高には消費税等を含めています。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	514円51銭
1株当たり当期純損失	2円19銭

10. 重要な後発事象に関する注記

譲渡制限付株式報酬制度の導入

当社は、2019年8月9日開催の当社取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2019年9月26日開催予定の当社第15期定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）に付議することといたしました。

なお、概要につきましては、「連結注記表 8. 重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりです。